

第7章 会計及び会計監査

第26条 この会の経理は、会費及びその他の収入をもって充て、総会で議決された予算に基づいて施行し、決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第27条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 監事は会員の中から2名選出し、その年度の会計を監査し、総会に報告する。

第8章 個人情報

第29条 この会の個人情報の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 役員及び委員から収集した個人情報は、この会の目的を達成することに限り、この会と本校で利用する。また、会長を管理責任者とし、紛失・破壊・改ざん及び漏えいなどの危険防止に努める。
- (2) 役員及び委員の個人情報は第三者に開示しない。ただし法令の定める場合にはこの限りではない。
- (3) この会の任務達成のために名簿を作成した場合、これを第三者に提供してはならない。ただし、役員及び委員の氏名のみ、一般に公開するものとする。
- (4) 会員の個人情報が必要となった場合は、本校と連携・連絡を取り共有する。会員の個人情報の取り扱いには十分注意するとともに、この会の目的達成以外には利用しない。

第30条 この会の写真及び動画の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 写真に人物が写っている場合、一般にPTA活動として容認される範囲であれば、掲載の承諾は取らない。
- (2) 撮影した動画についても写真と同等の扱いとする。

第9章 免責

第31条 この会は、その活動において安全確保や権利の尊重に努めるが、不測の事態で何らかの損失が起こった場合、いかなる責任も負わないものとする。

第10章 細則

第32条 この会則に定めるものの他、運営・施行に必要な事項は別に定めるものとする。

付則

この会則は、昭和55年10月25日より施行する。

| | |
|------------------|------------------|
| 昭和58年 2月 7日 一部改正 | 平成19年 5月10日 一部改正 |
| 昭和61年 5月17日 一部改正 | 平成25年 5月 2日 一部改正 |
| 昭和62年 5月 9日 一部改正 | 平成30年 4月25日 一部改正 |
| 昭和63年 5月14日 一部改正 | 平成31年 4月24日 一部改正 |
| 平成 1年 1月21日 一部改正 | 令和 2年 6月30日 一部改正 |
| 平成 5年 5月 1日 一部改正 | 令和 3年 5月18日 一部改正 |
| 平成 8年 5月18日 一部改正 | 令和 4年 5月10日 一部改正 |
| 平成11年 1月22日 一部改正 | 令和 6年 5月 8日 一部改正 |
| 平成14年 5月10日 一部改正 | 令和 7年 4月25日 一部改正 |
| 平成18年 5月11日 一部改正 | 令和 8年 4月23日 一部改正 |